

**廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を  
改正する省令案に関するパブリックコメントの結果**

意見の概要	意見に対する考え方
<p>「その他産業廃棄物処理施設の維持管理に関する事項」の変更についても、当該変更によって周辺地域の生活環境に対する影響が減ぜられることとなるものは、変更許可の要件から除外するに改めるべき。</p>	<p>産業廃棄物処理施設の処理能力の変更とは異なり、「その他産業廃棄物処理施設の維持管理に関する事項」がどのような事項なのかは施設や申請者によって様々であり、申請者が主観的に周辺地域の生活環境に対する影響が減ぜられると判断して決められることではないと考えます。</p>
<p>軽微変更の届出事項に技術管理者の氏名を追加するべき。</p>	<p>許可申請時に記載していない事項を軽微変更の届出事項に追加することは予定しておりません。</p>